省令

○総務省令第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項、第四十八条の二第八項及び第二百七十二条の規定に基づき、公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　削除	（縦覧に供する書面の様式） **第二条**　法第二十三条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。
別記	別記
第三号様式　削除	第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第二条関係）
	［様式略］
第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）	第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）
［様式略］	［様式同上］
備考	備考
［1～5　略］	［1～5　同左］
6　令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。	6　令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第11項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
［7　略］	［7　同左］
第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）	第四号様式の三（令第三十四条の二第一項の証明書の様式）（第四条関係）
証　明　書	証　明　書
住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地 氏　名	住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地 氏　名
右の者は、平成何年何月何日　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地から（当該都道府県の区域内の何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地に住所を移し、更に平成何年何月何日当該住所地から）当該都道府県の区域内の本市（区）（町）（村）（何郡（市）（区）何町（村））の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。	右の者は、平成何年何月何日　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）字何（町）何番地から当該都道府県の区域内の本市（区）（町）（村）（何郡（市）（区）何町（村））の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。
平成何年何月何日	平成何年何月何日
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）長　氏　名印	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）長　氏　名印
第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）	第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）（第五条関係）
［その一～その三　略］	［その一～その三　同上］
備考	備考
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　様式その一、様式その二又は様式その三による投票用紙は、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。	三　様式その一による投票用紙は黒色のインクで、様式その二又は様式その三による投票用紙は赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。
［四～六　略］	［四～六　同上］